

地域密着型D X支援事業 伴走支援事業実施要領

(目的)

第1条 本事業は、秋田県内企業等（以下「県内企業等」という。）におけるデジタルトランスフォーメーション（デジタル技術を活用して業務の推進やビジネスモデルを変革すること。以下「D X」という。）に向けた課題分析及び戦略策定について、秋田県地域密着型D X支援コミュニティが伴走支援することで、県内企業等の生産性向上や付加価値を創出することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、「秋田県地域密着型D X支援コミュニティ」とは、県内企業等のD Xを推進するため、県内の商工団体、金融機関、I Tベンダー、公益財団法人あきた企業活性化センター（以下「センター」という。）及び秋田県による支援コミュニティをいう。

2 この要領において、「伴走支援者」とは、秋田県地域密着型D X支援コミュニティの構成員で、第1条の目的達成のために伴走支援を行う者をいう。

(対象事業者)

第3条 本事業の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県内に本社や事務所・事業所を有する企業等であること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者でないこと。ただし、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営む者（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むものを除く。）を除く。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団等の反社会的勢力に係る者でないこと。

(支援申請)

第4条 本事業による伴走支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、支援申請書（様式1）をセンター理事長（以下「理事長」という。）に提出する。

(支援の決定)

第5条 理事長は、前条による申請があったときは、内容を確認の上、申請者が希望する伴走支援者の対応可否を確認する。

- 2 理事長は、前項により伴走支援者が申請者を支援することが認められるときは、支援決定通知書（様式2）により、申請者及び伴走支援者に通知する。
- 3 理事長は、前項による支援を決定したときは、伴走支援者と委託契約を締結する。なお、委託費は、支援に必要と認められる時間に、1時間当たり5,000円を乗ずる金額を上限とする。ただし、支援に必要と認められる時間は、別表1の支援上限時間を超えないものとする。

(支援の実施)

第6条 理事長と委託契約を締結した伴走支援者は、前条による支援を決定した申請者（以下「支援先企業等」という。）の伴走支援を実施する。

- 2 本事業における支援内容及び支援上限時間は、別表1のとおりとする。
- 3 伴走支援者が支援先企業等の伴走支援を実施する際は、必要に応じてセンター職員や秋田県職員が同席する。
- 4 支援先企業等は、支援終了までに令和8年2月に経済産業省が公開した「D X推進指標の自己診断」を実施し、その結果をセンターに提出するものとする。

- 5 前項の支援先企業等の「DX推進指標の自己診断」の実施にあたっては、必要に応じて伴走支援者がその実施を支援し、適切な自己診断結果が得られるようにすること。

(状況報告)

- 第7条 伴走支援者は、支援先企業等の伴走支援の実施期間が複数月に跨がる場合、伴走支援を開始する日が属する月の翌月から終了した日が属する月までの間、支援先企業等毎の支援実施状況報告書 兼 支援実績報告書(様式3)により、前月の支援状況を理事長に報告する。
- 2 前項の報告期限は、伴走支援期間終了月を除き、毎月10日(土曜日、日曜日及び祝日の場合は、翌営業日)までとする。
- 3 伴走支援期間終了月における報告期限は、当月5日(土曜日、日曜日及び祝日の場合は、翌営業日)までとする。
- 4 令和8年10月までに伴走支援を開始した場合、伴走支援者は、支援終了までの支援実績時間の見込みを令和8年11月10日までに報告する。

(実績報告)

- 第8条 伴走支援者は、支援先企業等の伴走支援が終了したときは、その日から起算して15日を経過した日又は令和9年3月5日のいずれか早い日までに、支援実施状況報告書 兼 支援実績報告書(様式3)に事業実績を示す書類を添付して、理事長に提出する。

(委託費の支払)

- 第9条 理事長は、前条の実績報告の内容を確認し、別表1の支援内容に合致していることが認められるときは、伴走支援者に対して委託費を支払う。
- 2 委託費の支払に関することは、第5条第3項の委託契約書に定める。

(守秘義務等)

- 第10条 支援先企業等は、本事業で必要と認められる範囲に限り、センターが伴走支援者及び秋田県に対して提出書類を共有することに同意するものとする。
- 2 伴走支援者及び秋田県は、本事業により知り得た事業者の秘密の保持を厳守するとともに、本事業以外に利用しないものとする。ただし、次の情報は秘密に該当しないものとする。
- (1) 既に公知の情報
 - (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (3) 相手方から情報を入手した時点で既に保有していた情報
 - (4) 相手方から知り得た情報によらないで独自に創出又は発見したことが書面により立証できる情報
 - (5) 法令又は裁判所の命令により開示を義務づけられる情報
 - (6) 第三者に開示することについて、相手方から同意が得られた情報
- 3 本事業に伴い、著作権その他の知的財産権等及び所有権が発生した場合には、伴走支援者は、支援先企業等は無償で引き渡すとともに、著作者人格権を行使しないことに同意するものとする。

(その他)

- 第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年5月29日から施行する。

別表1 (第6条関係)

区分	支援内容	支援 上限時間
<p>1. DX戦略策定の 伴走支援 (通常枠 新規分)</p>	<p>【支援先企業等の条件】 第3条の条件を満たし、かつ過年度の地域密着型DX支援事業において伴走支援の対象となっていない企業等。</p> <p>【支援内容】 支援先企業等におけるDX推進に向けた課題分析及び戦略策定を支援する。</p> <p>(戦略策定支援例) DX推進に向けた現状把握及び意思決定を主に支援 ・「DX推進指標 自己診断」の実施支援 ・経営ビジョン実現に向けた現状分析及び課題の見える化支援 ・目指すべき姿 (To be) と現在の姿 (As is) とのギャップ分析支援 ・DX推進に向けた重点課題・優先順位整理支援 ・KPI及びロードマップ策定支援 ・社内推進体制構築に向けた支援</p>	<p>60 時間</p>
<p>2. DX戦略策定・ 実践の伴走支援 (通常枠 継続分)</p>	<p>【支援先企業等の条件】 第3条の条件を満たし、かつ令和6年度または令和7年度に地域密着型DX支援事業において新規の支援対象となった企業等。 なお、令和6年度に新規の支援対象となった企業等については、過年度支援内容との継続性があり、かつ支援先企業等の主体的なDX推進につながる支援内容^{※1}である場合は対象とする。 ※1 過年度と実質的に同一の支援内容を繰り返すものは対象外とする。</p> <p>【支援内容】 前回支援内容を踏まえた支援先企業等におけるDX推進に向けた課題分析、戦略策定及び戦略実践を支援する。</p> <p>(戦略策定支援例) ・区分1に同じ</p> <p>(戦略実践支援例) 策定したDX戦略に基づき、個別の実行計画への落とし込み及び実践・定着に向けた伴走支援を実施 ・DX戦略進捗確認及びフィードバック ・DX戦略実践に向けた実行計画策定支援 ・KPIモニタリング支援 ・業務フロー見直しに向けた助言・支援 ・データ活用に向けた運用方針整理支援 ・DX戦略に基づくツール導入に係る要件整理支援^{※2} ※2 策定したDX戦略に基づかない単発のツール導入・機器導入等は対象外</p>	<p>20 時間</p>

区分	支援内容	支援 上限時間
3. DX認定取得及びDX認定取得後の戦略実践に向けた伴走支援(DX認定/事業変革コース)	<p>【支援先企業等の条件】 第3条の条件を満たし、かつ、DX認定取得を前提として伴走支援を希望する※³企業等、または既にDX認定の申請若しくは取得を行い、認定取得後のDX戦略実践に向けた伴走支援を希望する企業等。</p> <p>※3 DX推進のためには経営者のリーダーシップが欠かせないことから、本コースにおいて、これからDX認定取得を目指す場合は、伴走支援期間を通じて、支援先企業等の経営者（またはDX推進に係る実質的な意思決定権者）自身が支援打ち合わせ等に参加することが必須です。 既にDX認定の申請または取得が完了した場合であって、認定取得後のDX戦略実践を希望する場合も、必要に応じて参加をお願いします。</p> <p>【支援内容】 支援先企業等におけるDX推進に向けた課題分析、戦略策定及び戦略実践を支援する。</p> <p>(戦略策定支援例) 区分1の支援例に加えて、DX認定取得に必要な事項も支援</p> <p>(戦略実践支援例) 区分2の支援例に加えて、DX認定更新も見据えた戦略実践を支援</p> <p>※4 90時間を上限とし、支援先企業等及び伴走支援者へ、申請時点の状況をヒアリングした上で、事前に協議の上、個別に支援の上限時間を決定します。</p>	90時間※ ⁴

(様式1)

支援申請書

令和 年 月 日

公益財団法人あきた企業活性化センター 理事長 宛

郵便番号 〒

住所

会社名

(屋号)

代表者職氏名

地域密着型DX支援事業 伴走支援事業実施要領に基づき、次のとおり申請します。

1 企業概要

業種		資本金	
従業員数		創業年	
事業内容	(主な取扱製品・商品・サービスなど)		
URL			

2 連絡担当者

部署・役職		氏名	
電話		E-mail	

3 希望する伴走支援者

支援を希望する伴走支援者を入力してください。

伴走支援者 (企業名)	
選定理由	

※ 自ら専門家を選択することが困難な場合には、センターが課題に応じて伴走支援者を紹介しますが、最終決定は申請者自身が行ってください。

4 伴走支援を希望する区分

希望する区分を入力してください。

※実施要領の別表1を参照の上、下表左側欄に○を記載してください。

	【通常枠】新規申請 過年度の地域密着型DX支援事業において伴走支援の対象となっていない企業等
	【通常枠】継続申請 令和6年度または令和7年度に地域密着型DX支援事業において新規の支援対象となった企業 ※令和6年度に新規の支援対象となった企業等においては、実施要領の別表1に記載の条件に、自社が合致することが確認できる内容を含めて、下記の「6 現状と課題」「7 目指す姿・目標」を入力してください。
	【特別枠】DX認定/事業変革コース DX認定取得を前提として伴走支援を希望する企業等、または既にDX認定の申請若しくは取得を行い、認定取得後のDX戦略実践に向けた伴走支援を希望する企業等 ※実施要領の別表1に記載の条件に、自社が合致することが確認できる内容を含めて、下記の「6 現状と課題」「7 目指す姿・目標」を入力してください。

5 支援を希望する時期

支援時期	令和8年 月 ~ 令和 年 月頃
------	------------------

※現時点の目安で構いませんので、事業終了令和9年2月までの希望時期を入力してください。

※希望する伴走支援者の支援案件受付状況や、申請内容の確認手続きにより、希望する時期に支援開始が間に合わない場合もございますので、予めご了承ください。

6 自社の現在の姿(As is)と課題認識

業種・業界の一般的な課題に限らず、自社の現状と認識している課題を具体的に

7 自社が目指すべき姿(To be)、目標

現時点のもので構いませんので、業種・業界の一般的な方向性に限らず、自社が目指すべき姿を具体的に

(何を・いつまでに・どれくらい、現状と目指すべき姿の差分は何であって、どう解消するか等)

<input type="text"/>

※本書類は、支援実施可否判断のため、支援を希望する伴走支援者のほか、本事業の委託元である秋田県に共有します。なお、記載情報の取扱いについては、実施要領第10条等に基づき、秘密の保持を厳守します。

以下は、支援申請にあたってご確認いただきたい事項です。申請前にご一読ください。

- 本事業は、下記の取り組みに基づかない、単発のシステムやツールの導入費用を補助／助成するものではありません。
- 経済産業省が掲げる「デジタルガバナンス・コード」の実践やDX認定[※]の取得支援のほか、下記のような「デジタル技術を経営の力にする」ため取り組みを、専門家である県内ICT企業等が伴走支援するものです。
伴走支援者が外部の視点から経営者（経営層）と対話を行うことで、
 - ・経営者（経営層）自身が、自社の現在の姿（Asis）と課題、自社が目指すべき姿（To be）や目標について、全体最適の視点や客観的な認識をもつこと
 - ・現状と目指すべき姿の差分は何であって、どう解消するか、具体的にどんなデジタル技術を活用するかについて、組織や、経営者（経営層）自身の主体的な意思決定や、DX戦略を策定／実践すること
 - ・上記の視点や認識、自社が目指すべき姿に近づくための取り組みについて、経営者（経営層）がリーダーシップをもって社内外に発信し、社内体制の構築等、必要な取り組みを実践していくこと

参考：「中堅・中小企業等向け『デジタルガバナンス・コード』実践の手引き」（要約版）のDX成功のポイント P7
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-chushoguidebook/dxtebiki2.1.pdf

※DX認定とは「デジタルガバナンス・コード」の基本的事項に対応する企業を国が認定する制度です。DX認定事業者となった場合、活用できる各種支援策もございますので、下記よりご参照ください。

参考：DX認定制度（情報処理の促進に関する法律第二十八条に基づく認定制度）

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-nintei/dx-nintei.html

- DX推進のためには経営者のリーダーシップが欠かせないことから、これからDX認定取得を目指す場合は、伴走支援期間を通じて、支援先企業等の経営者（またはDX推進に係る実質的な意思決定権者）自身が支援打ち合わせ等に参加することが必須です。
- DX認定の申請または取得が完了した場合であって、認定取得後のDX戦略実践を希望する場合も、必要に応じて経営者（またはDX推進に係る実質的な意思決定権者）の参加をお願いします。
- 支援期間終了までに、「DX推進指標[※] 自己診断フォーマット」を入力の上、提出してください。DX推進指標はDXの取組状況を診断する自己診断ツールであり、自社の現状を客観的に把握することに役立ちます。
分からない点があれば、伴走支援者がサポートしますので、支援期間終了までにご提出をお願いします。
※「DX推進指標」とは、経営者や社内関係者がDXの推進に向けた現状や課題に対する認識を共有し、アクションにつなげるための気付きの機会を提供する自己診断指標として、経済産業省が取りまとめた指標です。
参考：DX推進指標について https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-shihyo.html
自己診断フォーマット https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/suishin-format2026.xlsx

- 支援期間終了後、伴走支援者が申請者に支援実績報告書をご提示しますので、支援を受けた側の確認として、確認欄に署名をお願いいたします。（押印不要で、報告書様式上（Microsoft Word）での入力も可とします）

※「Microsoft」、「Microsoft Word」は、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。

(様式2)

文 書 番 号

令和 年 月 日

(宛先)

公益財団法人あきた企業活性化センター理事長

支援決定通知書

年 月 日付けで申請のあった地域密着型DX支援事業 伴走支援事業について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 実施体制

支援先企業	
伴走支援企業	

2 遵守事項

- ・支援先企業は、支援終了までに「DX推進指標の自己診断」（令和8年2月に経済産業省が公開）を実施し、センターに提出すること。
- ・支援先企業等の「DX推進指標の自己診断」の実施にあたっては、必要に応じて伴走支援者がその実施を支援し、適切な自己診断結果が得られるようにすること。
- ・伴走支援者は、実施要領第7条及び第8条に基づき、伴走支援を実施し、実施状況及び実績を報告すること。

(様式3)

支援実施状況報告書 兼 支援実績報告書

令和 年 月 日

公益財団法人あきた企業活性化センター 理事長 宛

伴走支援者 企業名

代表者

地域密着型DX支援事業 伴走支援事業実施要領に基づき、次のとおり報告します。

支援先企業	
-------	--

【支援内容詳細】

No.	日時	支援時間 (時間)	支援内容	成果物
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				

※現地支援ではなく、資料作成等による支援を行った場合は、成果物を提出してください。

※前月分の支援内容の下に当月分の支援内容を追記し、支援履歴を累積してください(必要に応じて行を追加)。

以下は支援終了時に、支援実績報告内容を記載してください。
※毎月の支援実施状況報告書として提出する場合は、記載不要です。

【支援実績】

支援日数 及び総支援時間	日数	日
	総支援時間	時間

【支援結果総括】

「DX推進指標」等による自己分析・ベンチマーク比較結果に対する助言内容
情報セキュリティ自社診断・ベンチマーク比較結果に対する助言内容（任意記入）
目標に対する成果
アクションプラン及び課題

以下は支援終了時に、伴走支援者が前頁までの支援実績報告内容を全て記入した上で、支援先企業が入力してください。
※毎月の支援実施状況報告書として提出する場合は、記載不要です。

【支援先企業確認欄】※以下は、支援先企業が入力してください。

上記の内容のとおり支援を受けたことに間違いありません。	
確認年月日	
企業名	
代表者職・氏名	